

御宿町福祉カー貸付申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人
御宿町社会福祉協議会
会長 井上 宙丈 様

申請者

氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

御宿町福祉カーの貸付を申請します。

1. 貸付希望日及び期間

(1) 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (日間)

(2) 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (日間)

2. 使用目的及び目的地 (1)行事参加 ・ (2)旅行 ・ (3)その他

目的地 : _____ 内容 : _____

3. 使用者の氏名 (身体障害者等の名称記号番号)、年齢、住所

(1) 氏名 _____ (2) 年齢 _____ 歳

(3) 住所 御宿町 _____

(4) 身体障害者手帳等記号番号 _____

4. 運転者の氏名、住所、運転免許証記号番号

(1) 氏名 _____ (2) 続柄 _____

(3) 住所 御宿町 _____

(4) 運転免許証記号番号 _____

5. 同行する者の氏名 (運転者の他に)

(1) _____ (2) _____ (3) _____

御宿町福祉カー貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、御宿町在住の心身障害者（児）及び、高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るために設置した、車イス対応車（以下「福祉カー」という。）の運営について定めることを目的とする。

(設置及び運営)

第2条 福祉カーの設置は当町が行い、その運営は社会福祉協議会に委託してこれを行うものとする。

(利用対象者)

第3条 福祉カーを利用できるものは御宿町に住所を有し、次の各号に該当するものとする。

- 1 心身障害者（児）及び、高齢者並びにその家族
- 2 社会福祉団体及び社会福祉施設
- 3 社会福祉ボランティア
- 4 その他、社会福祉協議会長が適当と認めたもの

(貸付料等)

第4条 福祉カーの貸付料は無料とする。ただし、使用した燃料は利用者が返還時に同量を補給しなければならない。

- 2 利用者の行為又は重大な過失により福祉カーを損傷した場合には、当該利用者がその責めを負う。
- 3 利用者が福祉カーの貸付を受けている最中に発生した事故等については、利用者の責任において解決しなければならない。

(貸付期間)

第5条 福祉カーの貸付期間は5日とする。ただし社会福祉協議会長が他の利用者の利用を妨げないと認める場合にあつてはこの限りでない。

(又貸しの防止)

第6条 福祉カーの貸付を受けた者は、他の者に又貸ししてはならない。

(貸付の申込み等)

第7条 福祉カーの貸付を受けようとする者は、利用日の5日前までに別記様式第1号により申し込まなければならない。

- 2 社会福祉協議会長は、貸し付けることが適当と認めた場合には、別記様式第2号の貸付証を交付し、福祉カーを貸し付けることとする。

(貸付台帳の整備)

第8条 社会福祉協議会長は、福祉カーにかかる台帳備し常に適正な管理につとめることとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長及び社会福祉協議会長が相互協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から適用する。

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。